

情報連携シート利用規約

(本規約の範囲)

第1条 本規約は、南知多町地域包括ケアに関わる地域包括支援センター・居宅介護支援事業所が、医療機関等や介護サービス事業所と相互連携で使用する「情報連携シート」の利用について規定したものである。

(目的)

第2条 「情報連携シート」は南知多地域ケア会議参加医療機関等（以下、連携医療機関とする）の依頼に応じ、担当ケアマネジャーが要支援者・要介護者の心身や介護の状況を記入することで、各スタッフ間において情報共有することを目的とする。

2 「情報連携シート」はケアマネジャーから介護サービス事業所等への情報共有の目的で使用とすることも可能である。

(利用上の注意)

第3条 情報送付の目的を「情報連携シート No. 1」に明記する。

2 通常は「情報連携シート No. 1」を使用する。

3 みどりの風 南知多病院への情報提供は「情報連携シート No. 1」と「情報連携シート No. 2」を使用する。

4 薬剤情報などが必要な場合や記述欄に収まらない場合は、備考欄や裏面への記入・別紙の添付をする。

(個人情報の取扱い)

第4条 「情報連携シート」で知り得た情報は連携機関以外には漏らさない。また、「情報連携シート」は厳重に保管するか、適正に処分を行う。

(補足)

第5条 この規約の改廃は医療・介護・福祉ネットワーク協議会での決定を要する。

2 「情報連携シート」の様式の修正は、医療・介護・福祉ネットワーク協議会で検討し決定する。

附 則

この規約は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規約は令和8年2月1日から施行する。